

# 富山駅利用時には 路面電車に 注意しましょう

富山駅の路面電車軌道横断部では電車の接近を知らせる表示板(地図★で表示)を設置し、電光表示とアナウンスによる注意喚起を行っています。

アナウンスが流れている時には横断せず、電車が通過した後に、左右の安全を確認してから渡りましょう。

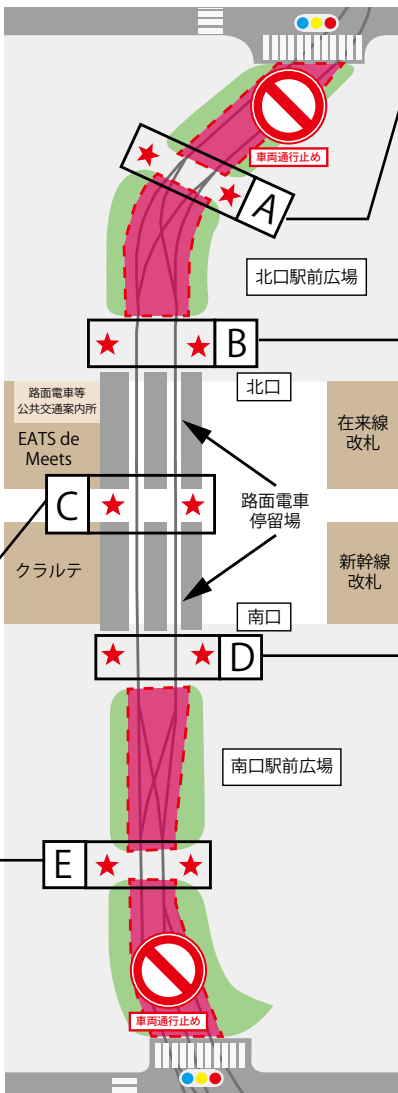
国土交通政策課 ☎443-2192



東西自由通路 軌道横断部 C



南口駅前広場中央 軌道横断部 E



A 北口駅前広場中央 軌道横断部



B 富山駅停留場北側 軌道横断部



D 富山駅停留場南側 軌道横断部

※路面電車軌道敷( )で示した領域は、通行できません。

## 7月1日から 電動キックボードなどに 新たな交通ルールが適用されます



国土生活安全交通課 ☎443-2052

6月30日まで電動キックボードは、原動機付自転車と同じ扱いとなっており、運転免許が必要でした。

7月1日以降、一定の基準に該当する電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」と分類され、16歳以上は運転免許不要で運転できる新しい交通ルールが適用されます。

### 特定小型原動機付自転車とは？

次の基準を全て満たすものです。

車体の大きさ 長さ190cm以下、幅60cm以下

車体の構造

時速20kmを超えて加速することができない構造であること、最高速度表示灯(灯火が緑色で、点灯または点滅するもの)が備えられていること など

※これらの基準を満たさないものは、形状が電動キックボードであっても、特定小型原動機付自転車には区分されません。その場合、運転免許が必要となり、交通ルールも変わってきますので、注意してください。

### 主な交通ルールなど

●運転できるのは16歳以上

●車道通行の原則

車道と歩道の区別のあるところでは車道を通行し、左端に寄って通行しなければいけません。自転車道も通行することができます。

●乗車用ヘルメット着用の努力義務

●飲酒運転の禁止

●ナンバープレートを取り付ける

市が交付するナンバープレートの取り付けが必要です。

●自賠償保険に加入する

自動車損害賠償責任保険(共済)への加入が義務付けられています。

詳細は、警察庁ホームページをご覧ください▶



# 国民健康保険のお知らせ

☎ 保険年金課 ☎ 443-2065、2066、2064

☎ 各行政サービスセンター

大沢野 ☎ 467-5811 大山 ☎ 483-1214

八尾 ☎ 455-2461 婦中 ☎ 465-2114

## 保険料について

令和5年度国民健康保険料の納入通知書を7月21日(金)に送付します。1回目(第1期)の納期限は8月7日(月)です。

保険料は年8回払いです。便利な口座振替をご利用ください。また、スマートフォン決済アプリでも納付できます。詳細は、市ホームページ(☎1003317)をご覧ください。

特別徴収(年金天引き)の方は、年金支給日ごとの年6回払いとなります。

## 令和5年度保険料の計算

国民健康保険料は、「医療分保険料」「後期高齢者支援金分保険料」「介護分保険料(40～64歳が対象)」で構成されています。各保険料は、所得割額、均等割額、平等割額の合計金額によって決まります。

令和5年度の保険料率および賦課限度額は次のとおりです。

	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料(40歳～64歳)	国民健康保険料(年額)	
所得割額	所得割基礎額 <sup>[※]</sup> ×6.4%	所得割基礎額×2.3%	所得割基礎額×2.3%	+	
均等割額	25,000円×加入者数	8,200円×加入者数	9,500円×該当者数		=
平均割額(1世帯あたり)	17,500円	7,000円	6,500円		
賦課限度額(1世帯あたり)	65万円	22万円	17万円		

[※]「所得割基礎額」とは、前年1年間の所得を加入者ごとに「総所得金額等－基礎控除額(43万円)」で計算し、世帯の加入者全員分を合計した額です。

## 保険料の軽減制度

年間所得が次の表の基準額以下の世帯は、保険料のうち、均等割額と平等割額が減額されます。なお、所得情報がない方は、所得の申告が必要となる場合があります。

軽減割合	被保険者および世帯主の令和4年中の年間所得 <sup>[※1]</sup>
7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等 <sup>[※2]</sup> の数-1)
5割軽減	基礎控除額(43万円)+29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 <sup>[※3]</sup> )+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	基礎控除額(43万円)+53万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

[※1] 収入額から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を差し引いた金額で、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。また、65歳以上の方の年金収入の場合は、さらに15万円を差し引いた金額で判定します。

[※2] 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等に係る所得を有する方(公的年金等の収入金額が60万円超の65歳未満または110万円超の65歳以上)です。

[※3] 国民健康保険制度から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療制度の被保険者となったあとも継続して同一の世帯に属する方の人数。ただし、世帯主の異動があった場合は同一世帯とみなされず、特定同一世帯所属者ではなくなります。

## 保険料は納期限までに必ず納めましょう

保険料を納期限までに納めないと、延滞金が発生する場合があります。また、特別な事情もなく保険料の滞納が続いている世帯は、医療費が全額自己負担になる場合があります。

災害など特別な事情が生じて納付が困難になった場合は、分納・減免などの制度もあるので、早めに相談してください。

10ページに続きます。

## 8月1日以降の新しい被保険者証の発送について

7月中旬から順次、新しい被保険者証(ライトブルー)を発送します。現在お使いの被保険者証(オレンジ色)は、8月1日以降使えなくなります。

有効期限を過ぎた被保険者証や限度額適用認定証などの各種認定証については、ご自身で破棄してください。破棄する際は、細かく裁断するなど適切に処理してください。

### 世帯ごとにまとめて世帯主宛てに、「特定記録」郵便で送付します

特定記録郵便は、配達員からの手渡しではなく、郵便受けに配達されます。

7月31日を過ぎても届かない場合は、保険年金課(市役所1階)または各行政サービスセンターへ問い合わせてください。

### 新しい被保険者証

- 8月1日以降の新しい被保険者証の色はライトブルーです。(現在お使いの被保険者証はオレンジ色)
- 1人1枚のカード(縦5.4cm×横8.6cm)です。
- 被保険者証裏面に「臓器提供の意思表示欄」があります。
- 届いた被保険者証は台紙からはがし、紛失に注意して利用してください。
- 後期高齢者医療制度や退職者医療制度などの関係で、有効期限が個人ごとに異なる場合があります。

【表面】有効期限や氏名を確認してください。



### 加入・喪失手続きをお忘れなく

富山市に住民票があり、ほかの健康保険に加入していない方は、必ず国民健康保険の加入手続きをしてください。**届け出が遅れると、加入資格を得た時点までさかのぼって保険料を納めていただく場合や、その間の医療費が一時的に全額自己負担になる場合があります。**

会社などの健康保険に加入しているにもかかわらず、国民健康保険の被保険者証が届いている方は、両方の健康保険被保険者証を持参し、国民健康保険の資格喪失手続きをしてください。

また、修学のため住所を変更する場合も手続きが必要です。

【裏面】

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、窓口で電子資格確認を受けるか、この証を提出してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。  
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。  
3. 私は、臓器を提供しません。  
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。)

【特記欄】  
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

署名年月日: \_\_\_\_\_ 年 月 日  
本人署名(自筆): \_\_\_\_\_ 家族署名(自筆): \_\_\_\_\_

## 各種認定証の更新について

7月10日(月)から各種認定証の更新の受け付けを開始します。更新が必要な方は、現在お持ちの認定証と被保険者証を持参の上、保険年金課または各行政サービスセンターで申請してください。

※保険料に未納がある場合や所得の申告をしていない場合は、更新できないことがあります。

### 更新の対象となる認定証

#### 限度額適用認定証

医療費の支払いが自己負担限度額までとなります(70歳未満の方、70歳以上で課税所得が145万円以上690万円未満の方)。

#### 限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事代が減額されます(市・県民税非課税世帯の方)。

#### 標準負担額減額認定証

入院時の食事代が減額されます(70歳未満の市・県民税非課税世帯の方)。



## マイナンバーカードを健康保険証としてぜひお使いください

### どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、初めて利用する医療機関などでも、特定健診や、過去に使用した薬剤の情報を医師などと共有できます。

マイナポータル<sup>※1</sup>で、自身の特定健診情報や薬剤情報、医療費通知情報が閲覧できます。

マイナポータルで医療費通知情報を管理し、e-Taxに連携することで、確定申告の医療費控除がより簡単になります。



限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

就職・転職・結婚・引っ越しをしても、健康保険証としてずっと使うことができます<sup>※2</sup>。

【※1】マイナンバーカードをお持ちの方が、行政の手続きやお知らせの確認などを行うことができるウェブサイトです。

【※2】医療保険者が変わる場合は、これまでどおり加入・喪失などの手続きが必要です。



マイナポータル

### どこで利用できるの？

次のステッカーやポスターのある医療機関や薬局などで利用できます。



ステッカー



ポスター

令和6年秋以降は新規の保険証の発行を取りやめ、マイナンバーカードと一本化する方向で、検討が進められています。

マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にマイナンバーカードがない方などには、加入している医療保険の保険者に申請することで、本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を無償交付する予定です。

「資格確認書」を医療機関などの窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

### マイナンバーカードを健康保険証として登録するには

#### ①マイナンバーカードを申請

申請方法は次のいずれかです。

- ・オンライン申請(パソコン・スマートフォンから)
- ・郵便
- ・まちなかの証明写真機からの申請

#### ②マイナンバーカードを健康保険証として登録

登録方法は次のいずれかです。

- ・マイナポータル
- ・セブン銀行ATM
- ・医療機関・薬局の受付

※自身での登録が困難な方は、保険年金課または各行政サービスセンターでも職員が支援します。

#### マイナポイントの申請期限を延長しています

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録された方には、民間キャッシュレス決済サービスで使えるマイナポイントが付与されます。

マイナポイントの申請期限は9月末です。令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請された方が対象です。



詳細は、特設サイトをご覧ください▶

☎マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178